

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の
広告に関するガイドラインの早期策定等を求める意見書

あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復（以下「あはき柔整」という。）の広告については、それぞれ、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法により、広告可能な事項が限定列挙で規定されているが、広告可能事項以外の項目の掲示が散見されるなど、実態と合っていない面が見受けられる。

平成29年度の社会保障審議会医療保険部会において、不適切な広告を掲示する施術所に対して指導・徹底の方針が示されたこと、また「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」の見直しが行われたこと等を踏まえ、厚生労働省は平成30年5月に「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会」を設置し、国民に対する「あはき柔整」等の情報提供内容のあり方について検討を進めているところである。

しかしながら、検討会の設置から6年を経た現在においても、情報提供内容等を定めたガイドラインは策定されていない。それでも国の免許を持つ「あはき柔整」の業界では、違法広告を掲示しないよう保険研修会等で厳しく指導しているが、他方、国家資格ではないカイロプラクティック、整体、エステ、リフレクソロジー等を称する者には関係法による広告規制がないことから、利用者が広告に誘引され、結果として本人が望まない施術を受けてしまうことが十分考えられる。健康被害の防止に向けた適切な指導のためにもガイドラインは必要不可欠である。

よって国においては、「あはき柔整」等の情報提供内容のあり方についてのガイドラインを早期に策定した上で、ガイドラインの実効性を高めるため、事業者、利用者及び関係機関に対して周知・徹底を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月8日

静岡県議会議長 落合 慎悟

衆議院議長
参議院議長

内閣総理大臣
総務大臣

厚生労働大臣

あて